

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

免許発第22号  
令和2年2月17日  
10年保存（口訓）  
本 部 長

行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理  
要領の制定について（通達乙）

行政処分者に対する出頭命令及び免許証保管に関する事務処理について、下記  
のとおり事務処理要領を定めたので、適正な運用に努められたい。

## 記

### 1 趣旨

この事務処理要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」とい  
う。）第104条の3第2項（法第107条の5第11項において準用する場合を含  
む。）の規定による出頭命令（以下「出頭命令」という。）及び法第104条の  
3第3項（法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）の規定によ  
る運転免許証の保管（以下「免許証保管」という。）等に関する事務の円滑か  
つ適正な処理を行うため必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記  
様式第13の3若しくは別記様式13の4の処分通知書及び別記第19の3の3、  
別記様式第19の3の4及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (2) 「出頭命令書」とは、別記第1号の1様式の出頭命令書・免許証保管証及  
び別記第1号の2様式の出頭命令書をいう。
- (3) 「保管証」とは、別記第1号の1様式の出頭命令書・免許証保管証、別記  
第2号の1様式の保管証及び別記第2号の2様式の保管証をいう。
- (4) 「出頭命令通知書」とは、別記第3号の1様式の出頭命令通知書及び別記  
第3号の2様式の出頭命令通知書をいう。
- (5) 「出頭命令等」とは、法第104条の3第1項に規定する書面の交付、同条  
第2項に規定する命令及び同条第3項に規定する措置をいう。
- (6) 「行政処分手配者」とは、所在不明、不出頭などの理由により警察情報管  
理システムによる運転者管理業務実施要領（平成31年1月30日付け警察庁丙  
運発第5号ほか）に定める処分手配登録をされた行政処分未執行者をいう。
- (7) 「認知警察官」とは、行政処分手配者の所在を知った警察官をいう。
- (8) 「所属署等」とは、認知警察官の所属する署及び課をいう。

- (9) 「認知県警察」とは、行政処分手配者の発見場所を管轄する都道府県警察をいう。
- (10) 「手配県警察」とは、行政処分手配登録した都道府県警察をいう。
- (11) 「住所地県警察」とは、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察をいう。

### 3 行政処分手配者発見時の措置要領

#### (1) 認知警察官の措置等

##### ア 照会センターへの照会時の確認項目

認知警察官は、照会センターから行政処分手配者である旨の回答を得たときは、手配年月日、手配番号、手配県警察、行政処分手配者の氏名、生年月日、処分種別及び処分日数を確認すること。

なお、免許証不携帯の場合には免許証番号も併せて確認すること。

##### イ 免許センターへの速報

認知警察官は、処分手配者を発見したときは、所属署等を通じるなどして別記第4号様式の行政処分手配者発見速報により免許センターに必要事項を速報すること。

##### ウ 出頭命令

#### (ア) 処分手配の内容説明と手配県警察の行政処分担当課への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答があったときは、出頭命令の措置を講じることとなるが、

- ・ 処分は既に執行されている
- ・ 処分の根拠となった違反、事故を思いつかない

等の抗弁を受けたときは、免許センターを通じ、手配県警察の行政処分担当課（執務時間外にあっては、交通部当直等。以下同じ。）に照会し、

- ・ 前回処分以降の違反データ（違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数）
- ・ 前歴回数
- ・ 累積点数

等を確認し、処分理由等を本人に説明した上で、出頭命令の措置を講じること。

#### (イ) 出頭日時及び場所の指定の協議

認知警察官は、免許センターを通じ、手配県警察の行政処分担当課と協議の上、出頭日時及び場所を指定すること。

なお、発見されたときの行政処分手配者の現住所が、処分手配時の住

所と異なる場合は、現住所を管轄す住所地県警察の行政処分担当課と手配県警察の行政処分担当課が協議し、出頭日時及び場所を指定することとなるので、免許センターを通じて、双方の行政処分担当課と協議すること。

#### エ 運転免許証の保管

##### (ア) 運転免許証を保管する際の教示

運転免許証（以下「免許証」という。）を保管する際は、免許証保管の趣旨のほか、保管証の備考欄に記載してある留意事項について教示すること。

##### (イ) 免許証不携帯の場合の措置

行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できない場合には、出頭命令書のみ交付すること。

##### (ウ) 更新期間が到来している免許証に係る措置

行政処分手配者に係る免許証が法第101条第1項の更新期間内にあるときは、出頭命令書のみ交付し、免許証保管の措置を講じないこと。

この場合において、出頭日時は、免許センターと手配県警察の行政処分担当課が協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定すること。

##### (エ) 交通違反をしている場合における免許証の保管

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第109条第1項による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、交通反則切符等の告知票（書）の下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、手配県警察及び免許センターに通報すること。

#### オ 出頭命令通知書の作成

出頭命令通知書は、法第104条の3第4項の規定により、行政処分手配者の住所地を管轄する公安委員会に対して送付することとなるが、処分手配登録をした公安委員会と住所地を管轄する公安委員会が異なる場合には、処分手配登録した公安委員会に対しても出頭命令通知書を送付することとなることから、写しを確実に作成するものとする。

#### カ 事後措置

出頭命令書及び保管証を交付した場合には、交付日翌日までに、出頭命令通知書（写しを含む。）、保管した免許証及び出頭命令書の写し並びに保管証の写しを所属署等に提出すること。

#### キ 出頭命令書・免許証保管証及び出頭命令通知書作成時の留意事項

##### (ア) 出頭命令書・免許証保管証

免許証を保管しない場合には、「免許証保管証」の不動文字を横線で、「免許年月日」欄以降を斜線で、それぞれ削除し、命令者の押印をしておくこと。

(イ) 出頭命令通知書

あて先の公安委員会については、被交付者の住居地の公安委員会を記載するとともに、写しには手配地の公安委員会名を記載すること。

(2) 所属署等の措置

ア 出頭命令通知書等の送付

認知警察官から出頭命令通知書及び保管した免許証等を受領した所属署等は、免許センターに報告の上、必要な指示を受け、

- ・ 手配県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（手配県警察と住所地県警察が異なる場合は、出頭命令通知書の写し）及び保管した免許証
- ・ 住所地県警察の行政処分担当課に対し、出頭命令通知書（住所地県警察と手配県警察とが異なる場合に限る。）
- ・ 免許センターに対し、出頭命令書の写し及び保管証の写し

を別記第5号様式の送付書により送付するとともに、送付書の写しを作成し、送付状況を明らかにしておくこと。

イ 行政処分手配者出頭時の措置等

(ア) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で、処分を執行すること。

(イ) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示すること。

(ウ) 更新期間が到来した行政処分手配者が出頭したときは、取消処分対象者については直ちに処分を執行し、停止処分対象者については、更新手続き終了後に処分を執行すること。

(エ) 保管証は行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管した免許証については、

- a 停止処分の場合は引き続き法第107条第3項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還する
- b 取消しの場合は、法第107条第1項の規定により返納がされたものとみなす

ものとする。

ただし、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者について

は、法第107条の5第6項の規定により国際運転免許証等を本人に返還しなければならないことに留意すること。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定者については、法第107条の5第7項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際運転免許証等を再提出しなければならないことを合わせて説明すること。

(3) 免許センターの措置

ア 出頭日時及び場所の回答（手配県警察及び住所地県警察である場合）

認知署等からの報告を受けた場合、又は認知県警察の行政処分担当課から協議を受けた場合は、行政処分手配者の出頭日時及び場所を速やかに回答すること。

イ 免許センターの事後措置

(ア) 行政処分手配者を本県で認知した場合

所属署等から報告を受けた場合は、出頭命令通知書、保管した免許証の送付等について指導するとともに、手配県警察及び住所地県警察の行政処分担当課に行政処分手配者に対し出頭命令を行ったことを連絡すること。

(イ) 本県が行政処分手配している場合

a 処分執行に向けた措置

認知県警察の行政処分担当課等から連絡を受けた場合は、速やかに処分執行の措置を講じるとともに、住居地県警察が異なる場合は、行政処分手配者の出頭日時までに、住所地県警察の行政処分担当課に対し、処分執行依頼を行うなどの措置を講じること。

b 指定日より早い日への変更要求があった場合の対応

行政処分手配者から出頭命令書の交付を受けた後に、指定日よりも早い日時に出頭したい旨の依頼があった場合には、出頭命令通知書、保管した免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮し、出頭日時を再指定すること。

c 法第109条第1項による免許証の保管を受けた行政処分手配者に対する措置

交通違反の事務手続きが終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置を講じること。

(ロ) 行政処分手配者が本県に住所を有する場合

a 県外で行政処分手配している場合の措置

県外で行政処分手配されている場合は、手配県警察の行政処分担当課に連絡して処分書の移送を受けて処分執行すること。

b 処分手配者出頭時の措置

前記「(2) 所属署等の措置イ」の措置と同じ。

ウ その他の留意事項

(ア) 行政処分手配者名簿等の作成

処分手配登録したときは、当該行政処分手配者について別記第6号様式の行政処分手配者名簿及び別記第7号様式の行政処分手配処理簿（以下「名簿等」という。）を作成し、認知警察官からの照会に対して正確に回答することができるよう必要な整備をしておくこと。

(イ) 名簿等の引き継ぎ

名簿等は、執務時間外においても照会に応じることができるようにするため、執務時間終了時には当直員に引継ぐこと。

(ウ) 署を出頭場所に指定したときは、指定した署に対して速やかに処分書を送付すること。

(別記様式省略)